

## 文京区子どもの意見表明等支援事業の実施について

### 1 事業の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により法定化された事業で、社会的養護が必要な子どもの意見又は意向を形成するため、「意見を聞く」・「意見を表明する」機会を保障し、支援する。

区では、児童相談所とは独立した立場から、子どもの最善の利益を保証する実施体制を推進していく。

### 2 実施体制

子ども家庭部子育て支援課を事務局とし、専門的な知識や技能を持つ以下の者を委嘱して実施する。

- (1) 子どもの意見表明等支援員（以下、「支援員」という。）弁護士 10名
- (2) 子どもの権利擁護事業アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）児童福祉制度等に精通し、意見表明等支援事業の専門的知見を有する者 2名

なお、支援員は、国が定める「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」に基づき、文京区が主催した研修を受講した。

### 3 実施方法

支援員3名及びアドバイザーが一時保護所を月2回訪問する。

支援員は、面接を希望する子どもと個室で対応する。また、面接希望が少ない場合などは、一時保護所の生活スペースで啓発や遊びを通じて子どもたちとの関係構築を行う。

アドバイザーは、訪問活動中に生じた疑問や面接方法についての相談を受け、事業の円滑な実施を図る。

聞き取った子どもたちの気持ちや意見は、一時保護所等に報告し、後日、子どもへのフィードバックに関する結果報告を受ける（ただし、子ども本人が一時保護所等への報告を希望しない意見は除く）。

### 4 実施状況

- (1) 事業開始時期 令和7年10月
- (2) 実施施設 一時保護所
- (3) 活動状況（令和7年12月末時点）
  - ア 訪問回数 5回
  - イ 支援員訪問延べ人数 15名
  - ウ 面接を実施した延べ児童数 18名